

藤里町部活動地域移行推進計画

令和6年2月
藤里町教育委員会

目 次

はじめに

I 推進計画策定の背景

- 1 国の動向
- 2 藤里町の中学校部活動を取り巻く現状
 - (1) 部活動における少子化の影響
 - (2) 教員の負担

II 推進計画の基本的な考え方

- 1 策定趣旨
- 2 位置付け
- 3 実施期間・取組
- 4 目指す姿

III 学校部活動の地域移行の全体像

- 1 地域移行に係る体制整備
- 2 学校部活動の地域移行のイメージ

IV 学校部活動の地域移行に向けた課題と対応

- 1 実施主体・運営団体
- 2 指導者
- 3 活動場所
- 4 保護者負担

V 学校部活動の地域移行に伴う大会等への参加について

おわりに

はじめに

中学校の部活動は、我が国のスポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、人間関係の構築を図る場や自己肯定感、責任感や連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となっています。教員にとっても、教室とは違う環境下において、生徒のよさの発見につながったり、育成を通して信頼関係を構築したりと教育的意義が大きいものとなっています。

一方、部活動の運営はこれまで教師の献身的な勤務によって支えられてきました。これが長時間労働の要因であったり、経験のない教員にとって多大な負担になっていたりと課題となっています。さらに、少子化に伴う生徒数の減少等により現在の形の部活動では、子どもたちのニーズに応えることができない状況も生じています。

このことから国は、地域のスポーツ・文化芸術環境について、学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や学校部活動及び地域クラブ活動のガイドラインを策定し、令和5年からの3年間を「改革推進期間」と位置付け、できる限り早期の実現を目指しています。更にこれを受け、秋田県は令和5年7月に「秋田県における部活動地域振興計画」を示し、趣旨・取組期間・目指す姿等を提示しました。

藤里町では、令和5年より「藤里町中学校部活動地域移行検討委員会」を立ち上げ、各種スポーツ団体や学校関係者、保護者等から広く意見を求めながら、将来にわたり子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に取り組むことのできる環境づくりを目指し、部活動を段階的に地域へ移行していくこととして取組を始めました。

少子化が急速に進展する中、子どもたちが未来に渡ってスポーツ・文化芸術活動を身近なものとして親しむことができること、また、学校部活動を地域に移行することで、子どもを取り巻くあらゆる関係者の連携・共同の輪が地域づくり・地域振興へと発展していくことを願って本推進計画を策定しました。

I 推進計画策定の背景

1 国の動向

学校部活動については、これまで文部科学省において、平成25年に「運動部活動での指導のガイドライン」の策定、平成29年に部活動指導員制度の導入、平成30年に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を行い、平成31年（令和元年）には中央教育審議会や国会において学校における働き方改革の観点を含めて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されました。

これらを踏まえ、令和2年に、休日の部活動の段階的な地域移行を図る旨の方針が示されるなど、部活動改革の段階的な取組が進められています。また、令和4年6月には、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、また8月には文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、12月にはスポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

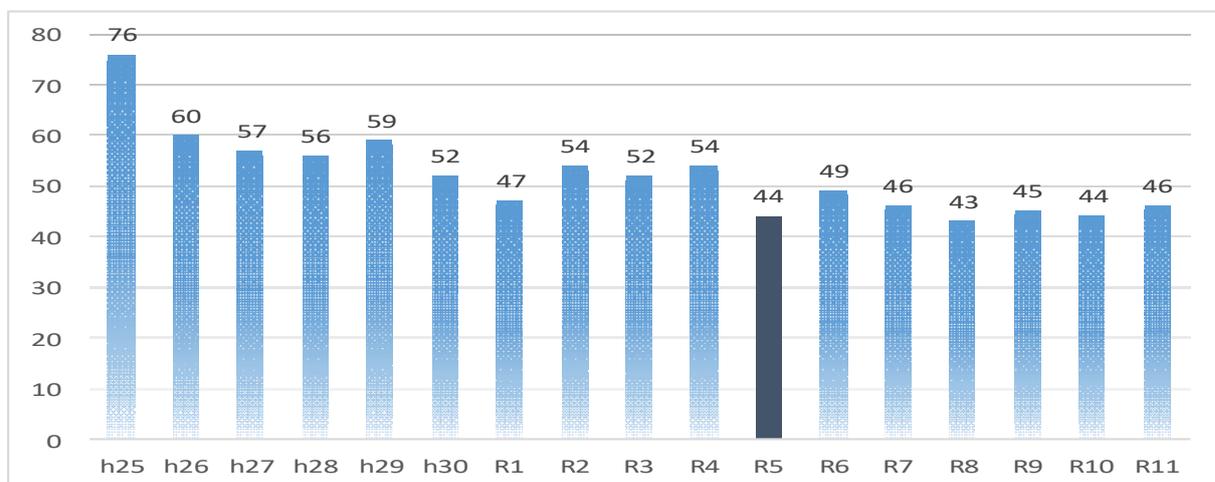
このことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携並びに地域クラブ活動への移行に向けた取組方針や対応に関する国の考え方が明確に示されました。

2 藤里町の中学校部活動を取り巻く現状

(1) 部活動における少子化の影響

藤里町の中学校生徒数は、平成25年度の76人から令和5年度は44人となり(減少率43%)急激な少子化が進んでおります。令和5年度以降は、わずかに増減を繰り返して推移していきませんが、令和11年以降は、更に少子化が進んでいくことが見込まれております。

図1 藤里町における中学校生徒数の推移（R6移行は見込み）



少子化は部活動の活動自体にも影響しており、令和5年度の1・2年生を見ると、97%の生徒が部活動に参加しているにもかかわらず、全体数が少ないことや生徒のニーズの多様化により、部員の分散傾向が進んでいます。団体競技であるバスケットボール部は、部員数が少ないため、能代市の中学校2校（二ツ井中、能代南中）との合同チーム編成を行っています。野球部は、現在単独でチーム編成ができています。現在の2年生が引退した後は、単独編成が難しい状況が見込まれています。卓球部は、部員数が少ないので団体戦への参加ができていません。吹奏楽部は、小編成の部でコンクール等に参加しておりますが、現3年生が引退した後は、小編成の活動すらままならない状況にあります。このように生徒の日々の活動や大会参加等において既に制限が課せられている状況にあります。

近年では、学校外のスポーツクラブ・団体等に所属する子どもが増加するなど、子どもを取り巻く環境の変化やニーズの多様化が見られ、従来の枠組みでの部活動の維持が一増難しくなっている状況にあります。

表 1 中学校部活動の部員数（R5.10月末現在） (人)

野球	バスケットボール	卓球	体操(スポーツクラブ)	吹奏楽	陸上(スポ少)
11	3	4	1	8	6

(2) 教員の負担

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中「ICT教育への対応」「いじめ・不登校問題」「新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対応」など、教職員が取り組まなければならない課題も多様化・複雑化しており、教職員の厳しい勤務実態が社会問題化されています。

令和4年度の藤里町教育委員会の調査では、月当たり時間外在校等時間が45時間を超えた割合は、小学校（現藤里学園前期課程）より中学校（現藤里学園後期課程）の方が高い傾向にあります。その要因には、部活動への対応の時間が含まれていることが考えられます。

表 2 時間外在校等時間の状況（令和4年度）

	平均時間外 在校等時間 数（時間）	月当たり時間外在校等時間数（延べ人数）			年間360時 間以上人数 （実人数）	職員数
		0～45時間	45～80時間	80時間超		
小学校	31.4	134	46	0	8	15
中学校	38.7	102	64	1	12	14

II 推進計画の基本的な考え方

1 策定趣旨

子どもたちが、身近でスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを目指し、学校と地域が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた統合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定するものです。

2 位置付け

本推進計画は、スポーツ庁および文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や文部科学省による「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を参考に、スポーツや文化芸術活動を通じた生徒の健全育成という観点から、藤里学園後期課程を対象とする学校部活動の地域移行を進めるための計画として位置付けるものです。

3 実施期間・取組

国は改革推進期間として令和5年度から令和7年度までと位置付けて支援しつつ、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしております。藤里町においては、各競技や合同チーム編成校間での合意形成や条件整備等でのばらつきは想定されるものの、子どもたちのよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実情に応じて将来的に地域移行を行うことを目指します。

また、国では改革推進期間において休日の部活動から段階的に移行していくことを基本としていますが、藤里町としては休日と平日の隔たりのない体制の構築を進めます。

4 目指す姿

地域移行を進めていくに当たっては、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動の機会を確保しつつ、子どもたちを含めた地域住民がスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、地域の環境整備を充実させていくことが大切です。更に、第1回藤里町部活動地域移行検討委員会において出された「議論の中心は子どもであるべき」という基本的な考えを踏まえながら「藤里町の子どもたちがスポーツや文化芸術活動に安心して取り組むことのできる持続可能な環境づくり」を目指していきたいと考えています。

Ⅲ 学校部活動の地域移行の全体像

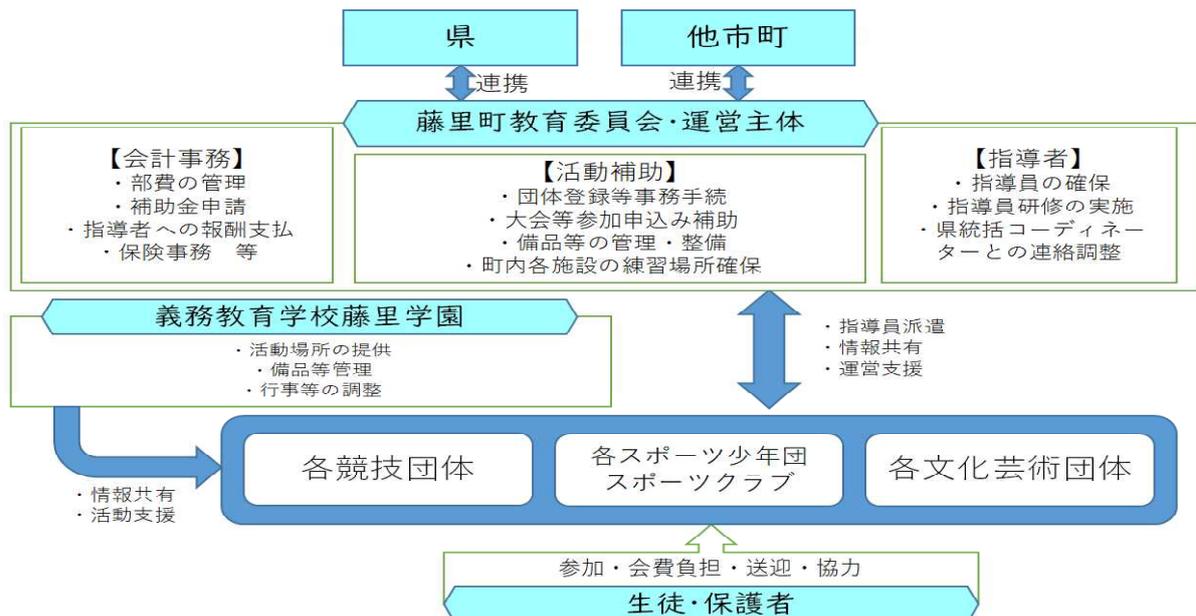
1 地域移行に係る体制整備

これまで学校が担ってきた部活動と同等の新たな環境整備を進めるに当たっては行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の多くの関係者が連携し、段階的・計画的に取り組んでいく必要があります。

部活動が学校から離れ、地域のスポーツ・文化芸術活動となった際、それまで学校が担ってきた業務（指導・計画・団体登録等事務手続・会計・練習場所の確保など）を担う組織が必要となります。そのような組織を「運営主体」として設定し、本事業の業務を担います。運営主体となる団体は、学校、行政、生徒や保護者のほか地域全体から信頼を得るために、適切な管理体制を保有する事業者又は団体であることが求められます。

藤里町教育委員会は、運営主体と情報を共有したり財政支援等の相談を受けたりと連携して運営に取り組みます。

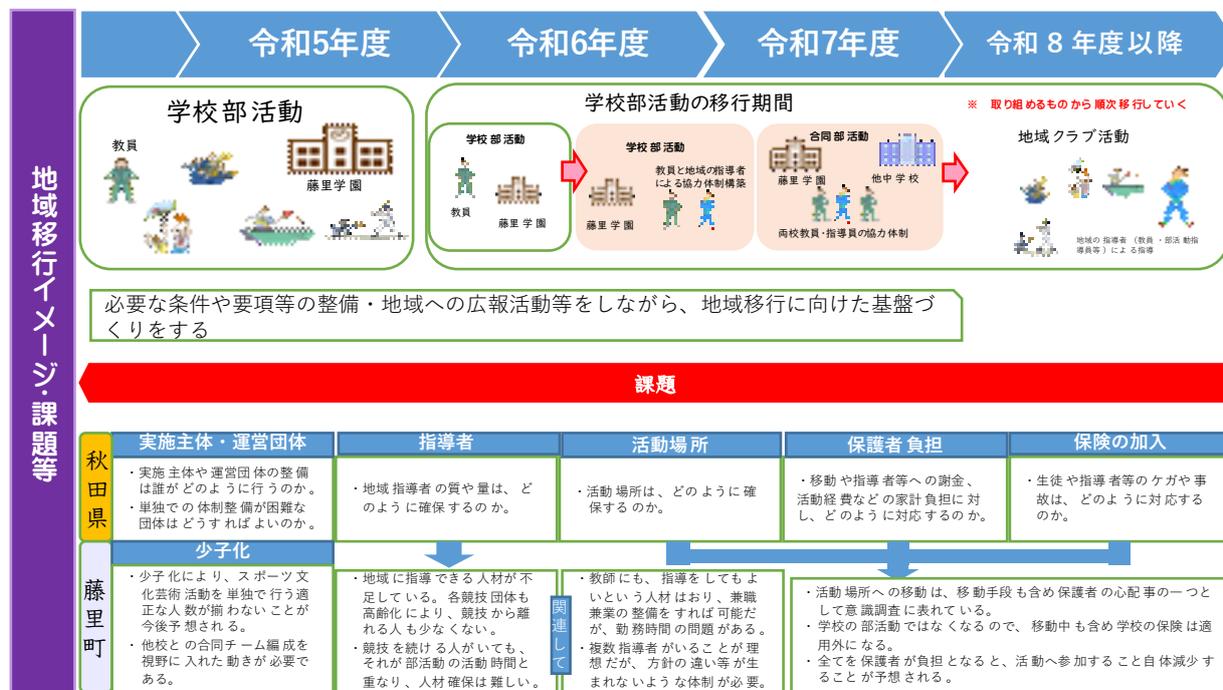
図2 全体像イメージ



2 学校部活動の地域移行の取組イメージ

地域移行を進めるに当たっては、体制整備はもちろん、行政、学校、各種受入れ団体との連携が重要になります。各部活動の地域移行に伴う合意形成等、競技やクラブによって事情が違うことから、まずは取組を進められるところから支援をしていき、将来的に完全移行を目指します。藤里町の現状から、町単独で進めることが難しい種目等については、合同編成等をしている他市町の団体と連携を図りながら進めていきます。

図3 地域移行への取組イメージ



IV 学校部活動の地域移行に向けた課題と対応

1 実施主体・運営主体

本事業を進めるにあたり、本事業を運営する組織は、「継続性のあること」「地域で認知され信頼のおける事業者もしくは団体であること」と考えています。

2 指導者

指導者については、登録制とします。藤里町教育委員会が窓口となり、指導者の登録や指導者の管理・研修を行います。指導者の要件に関しては藤里町部活動指導員配置要綱第3条に該当する者とします。また、管理者が定めた規則を遵守することや、指定の研修や講習会等を受講することを条件とします。

指導者には報酬を支給します。報酬については当面藤里町で財源を確保することとし、単価・支給方法等については別途検討します。教員や公務員等については、兼職兼業制度の活用を図ることを検討します。

3 活動場所

活動場所については、藤里学園の施設、藤里町の公共施設等を確保します。運営主体が活動場所を確保するための調整を行います。活動場所における施設利用費や光熱費等諸費用に関しては町の助成制度をできるだけ活用し、保護者の負担を減らしたいと考えています。

4 保護者負担

地域クラブ活動へ完全移行しますと、クラブの活動経費や保険料、大会等の参加料等、保護者負担（会費）が発生します。現状の部費相当での金額設定が想定されますが、競技によって異なる場合も考えられることから、保護者に理解を得ながら設定することが重要です。保険については、学校の共済は対象外となっておりますが、PTAで加入している保険は課外活動等でのケガ等を保障しております。

V 学校部活動の地域移行に伴う大会等への参加について

部活動の地域移行に伴い、日本中学校体育連盟（中体連）では、令和5年度から全国中学校体育大会（全中）への地域スポーツ団体の参加を全ての競技で認めたことにより、クラブチームでの参加が可能となりました。このことを受けて、県や郡市の中学校体育連盟でも同様の措置をとっており、クラブチームとしての参加が認められております。

県中学校体育連盟では、令和6年度の中体連主催大会への地域クラブ参加に関する要綱を公表しました。それまで同一地区内の中学校に在籍する選手のみで編成されたチームに限りクラブチームとして参加できたのに対し、令和6年度からは他地区の中学校に通う選手が交じたチームの参加も条件付で認められるようになりました。また、それまで参加が認められていた夏季総体に加え、夏季総体のシードチーム決定の参考となる春季地区大会への出場も認められています。

このように、部活動の地域移行が進められる中で大会等の参加規定も変化してきています。

おわりに

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術の振興を担ってきました。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、多くの部活動が持続できない厳しい状況となっています。加えて、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を見直す必要があります。

スポーツや文化芸術活動を通じた子どもの健やかな成長は、学校の教育だけで行われるものではなく、「地域の子どもたちは学校を含めた地域全体で育てる」という観点から、学校と地域・保護者が連携・協力してそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

本計画は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解のもと、全ての学校部活動がスムーズに地域移行できることを目的に策定したものです。学校部活動の抱える課題解決と、子どもたちを含めた地域住民全体が、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境づくりに取り組みながら、地域づくり・地域振興へと発展させていくことを目指します。